

倉敷市水道局建設工事等談合情報対応マニュアル

平成15年3月19日 制定

最終改正 令和7年7月11日

倉敷市水道局（以下「局」という。）発注の建設工事等に係る競争入札の適正を期し、関係各機関との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対し、的確、迅速に対応するため、その手続について必要な事項を定める。

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

局が発注する建設工事等について入札談合に関する情報があつた場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認の上、直ちに倉敷市水道局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の庶務担当課（以下「事務局」という。）へ電話等により通報すること。この場合において、情報提供者が氏名、連絡先等を明らかにしない匿名情報であっても通報すること。

なお、情報提供者が氏名、連絡先等を明らかにしている場合、事務局は、情報提供者から事情聴取をすること。

2 報告

事務局は、1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに委員会の委員長（以下「委員長」という。）へ報告すること。

なお、事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ、報告すること。

3 委員会の招集及び審議

委員長は、2により事務局からの報告を受けた場合は、委員会を招集し、当該情報の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会等への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続の各段階において、必要に応じ逐次公正取引委員会及び警察（以下「公正取引委員会等」という。）へ通報すること。

5 報道機関との対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、水道総務課長が対応すること。また、談合情報について公正取引委員会等へ通報している場合には、その旨を明らかにすること。

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手順は、第3に従い行うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会等への通報

必要に応じ談合情報があった旨を公正取引委員会等へ通報すること。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、委員会へ諮るとともに、当該書面の写しを必要に応じ公正取引委員会等へ送付すること。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、倉敷市水道事業の契約に関する規程（昭和53年倉敷市水道局管理規程第1号。以下「規程」という。）第11条を適用し、入札の執行を延期し、又は中止するものとする。また、必要に応じ公正取引委員会等へ通報すること。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、「入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを必要に応じ公正取引委員会等へ送付すること。
- ② この場合において、入札の結果、情報通りの者が落札者（一般競争入札（条件付）にあつては、落札候補者）となる場合は、落札者若しくは落札候補者の決定を保留し、すべての入札参加者に対し、入札金額内訳書を提出するよう要請すること。

- ③ 積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）は、提出された入札金額内訳書を入念にチェックすること。
- ④ 入札経過、結果及び入札金額内訳書の調査内容について委員会へ諮ること。
- ⑤ 入札終了後に、入札執行調書の写しを必要に応じ公正取引委員会等へ送付すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があつた場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることを留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により判断すること。

（1） 契約締結前の場合

① 公正取引委員会等への通報

必要に応じ談合情報があつた旨を公正取引委員会等へ通報すること。併せて、入札執行調書の写しを送付すること。

② 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを必要に応じ公正取引委員会等へ送付すること。

③ 談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には、規程第12条第2号を適用し、入札を無効とすること。また、必要に応じその旨を公正取引委員会等へ通報すること。

④ 談合の事実があつたと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があつたと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写しを必要に応じ公正取引委員会等へ送付すること。

（2） 契約締結後の場合

① 公正取引委員会等への通報

必要に応じ談合情報があつた旨を公正取引委員会等へ通報すること。併せて、入札執行調書の写しを送付すること。

② 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを必要に応じ公正取引委員会等へ送付すること。なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、委員会は契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、必要に応じ公正取引委員会等へ通報すること。

第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめること。

2 公正取引委員会等への通報

- (1) 公正取引委員会等への通報等は、委員会が行う。
- (2) 公正取引委員会等へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員会の委員及び事務局職員により複数で行うこと。
- (2) 事情聴取は、各入札参加者ごとに会議室等に呼出し、聞き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、「誓約書を公正取引委員会等へ送付する」旨を事情聴取の対象者に通知した上、自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする」旨の注意を促すこと。

5 入札金額内訳書のチェック

全入札者が入札書を提出した後に開札した結果、情報通りの者が落札した場合には、入札金額内訳書の提出を求め、積算担当者が、談合の形跡がないかを入念にチェックすること。この場合、会議室等で各入札参加者から個別に積算内容について詳しく聞き取り調査を行うこと。

6 公表

入札日の繰下げにより入札を延期した場合又は契約を延期した場合は、それぞれその事実だけを、落札者（一般競争入札（条件付）にあつては、落札候補者）の決定を保留した場合は、その事実だけを公表するものとし、入札結果等については委員会において落札者を決定した後に公表すること。

附 則

このマニュアルは、平成15年3月19日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成21年9月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和7年7月11日から施行する。